

過疎地等での自家用自動車の活用拡大

<初認定>

養父市：平成29年12月15日

愛知県：平成30年12月17日

● (国家戦略特別区域法 第16条の2の2)

規制改革の内容

見直し前

主な運送対象を地域住民としている
(実施に当たり、運営協議会等での地域の関係者による合意が必要)

見直し後

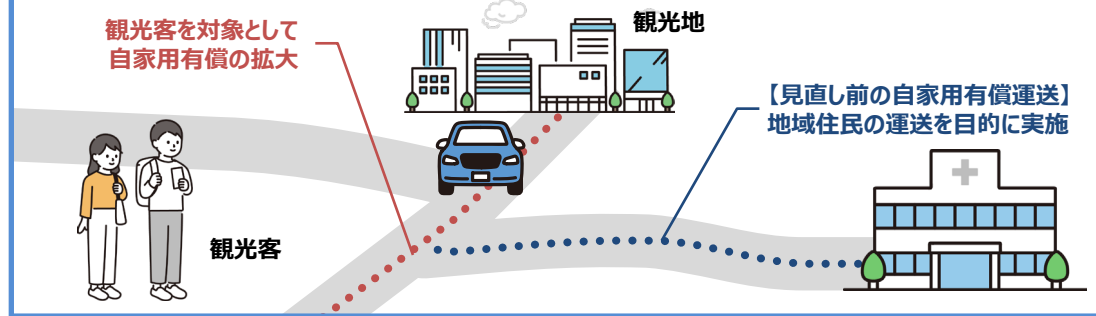
運送対象を、訪日外国人をはじめとする観光客に拡大
(関係者による事前協議の上、区域会議が運送区域等を決定)

効果

過疎地等において観光客の運送需要に対応することで、観光立国を推進

規制改革の概要

自家用有償制度を拡充し、主として訪日外国人をはじめとする観光客を運送する新たな制度を創設



● 現行制度との比較

	自家用有償旅客運送 (道路運送法)	自家用自動車の活用拡大 (国家戦略特区法)
事業内容	自家用自動車による旅客運送(登録制)	同左
主な運送対象	地域住民及び観光客を含む来訪者	訪日外国人をはじめとする観光客
運送主体	市町村、非営利団体	同左
安全要件	運転者：第二種運転免許 又は大臣認定講習等 車両：車検期間は2年(初回は3年) 運行管理：責任者の選任	同左
実施手続	地域関係者による協議が調うこと ・市町村、運送事業者又は運送事業者団体、 地域住民等(地域公共交通会議等)	区域会議による計画策定 ・国家戦略特区担当大臣、地方公共団体の長、事業実施予定者等 ・計画策定にあたり市町村、事業実施予定者、運送事業者が別途事前協議 国土交通大臣の同意 内閣総理大臣による認定

※本特例は、平成28年9月、国家戦略特別区域法の一部改正法が施行されたことにより設けられたもの。その後、令和2年11月に道路運送法の一部改正法が施行され、主な運送対象と実施手続が上記の通り変更となった。